

○鈴鹿工業高等専門学校国際交流室規則

〔令和7年4月18日〕
規則第125号

鈴鹿工業高等専門学校国際交流室規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成16年学則第2号。以下「運営規則」という。）第2条の3第4項の規定に基づき、国際交流室（以下「交流室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 交流室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際的な連携協力に関すること
- (2) 国際的な学術交流に関すること
- (3) 外国人研究者（本校が雇用する者を除く。）・短期留学生の受入・支援に関すること
- (4) 国際教育の充実促進に関すること
- (5) 国際教育に関する教育プログラムの立案及び運用に関すること
- (6) その他、本校の国際的な学術交流の推進及び国際教育の充実促進、並びに正規留学生の受入・指導等に必要なこと

(室長及び副室長)

第3条 交流室に室長を置き、必要に応じて副室長を置くことができるものとし、それぞれ校長が指名する。

- 2 室長は、校長の命を受けて国際交流の業務を掌理する。
- 3 副室長は、室長の業務を補佐する。
- 4 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(室員)

第4条 交流室に、次に掲げる教職員を置く。

- (1) 教養教育科及び各学科の教員
- (2) 総務課長及び学生課長
- (3) その他校長が必要と認めた者

2 室員は、室長の命を受けて交流室の業務を処理する。

(庶務)

第5条 交流室に関する庶務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、交流室の運営その他必要な事項は、校長が別に定め

る。

附 則

この規則は、令和7年4月18日から施行する。